

## 令和 5 年度第 1 回北広島市空家等対策推進協議会 会議録

日 時	令和 6 年 1 月 18 日（木）18:30～20:00
会 場	市役所 3 階 会議室 3D
出 席 委 員	安藤淳一委員、舟田敬委員、高杉眞委員、伊藤和也委員、泉澤 誉一委員、関川修司委員、川俣陽夫委員、小池隆史委員、浦野 郁美委員、伊藤宰治委員
傍 聴 者	0 名
市 出 席 者	【建設部建設総務課】 新田部長、中垣次長、庄司課長、池端主査、佐藤主任

### ・議事内容

#### 1 開会

#### 2 建設部長挨拶

#### 3 会長挨拶

#### 4 報告事項

- (1) 令和 5 年度住宅施策の実績について  
資料 1 に沿って事務局から説明

[意見及び回答]

●A 委員：住み替え支援セミナーの開催について、コロナ禍により対面での開催は難しい状況ではあったと思いますが、今年度はどのように開催しましたでしょうか。

事務局：

新型コロナウイルスの 5 類移行に伴い、通常通り対面にて開催しましたが、従前の開催形式を変更して開催しました。2 部構成とし、前半では不動産業者や高齢者支援センターの方による講演、後半では個別ブースを設け、不動産業者や高齢者支援センター、高齢者施設の方々に入っただき、個々の相談に対応するという内容でした。

- (2) 令和 6 年度の住宅施策事業及び体制について  
資料 2 に沿って事務局から説明

[意見及び回答]

●B 委員：空き家を把握する方法についてですが、現在の方法だと潜在空家を含めた空家の個数の把握は難しいと思います。そこで、町内会・自治会の方に、個人情報に触れない範囲で教えていただく等お願いすることも方法の一つとして考えられるのではないかと思います。

事務局：

貴重なご意見ありがとうございます。従来の方法に複合的に組み合わせて調査できるよう検討します。

●A 委員：令和6年度から建設総務課に住まいサポートカウンター(以下総合相談窓口)を設置予定との話でしたが、福祉や商工業といった異なる分野の問合せがあった場合、対応までのフローはどのように構築されるのでしょうか。

事務局：

他部署との協議についてはこれからになりますが、総合相談窓口に住まいに関する相談があった場合は、該当する担当者呼び、1つの窓口で全て完結するような形にしたいと考えています。

●B 委員：駅周辺の容積率緩和等用途地域の見直しを検討していただきたいです。また、北広島市の特性として、東西が分離されており、交通が不便でありますので、循環バスの運行等を行い、東西交流の活性化を進めてほしいです。

●C 委員：私は容積率緩和等用途地域の見直しについては反対です。東西の分離については非常に難しい問題だと思えます。

事務局：

用途地域については、この協議会ではなく、都市計画審議会で議論する形となっておりますが、都市計画審議会においても、この部分につきましては、アンケートを取りながら議論を重ねているところと伺っております。空家の利活用につながるための用途地域変更が必要だということであれば、この協議会からの意見として都市計画審議会に伝達することはできると考えております。

また、市の特徴である5地区に分かれている分散型の自治体として、交通をいかにうまく発展させていくかが当市の課題であると認識しております。循環バス等による利便性の向上は当市において重要であると考えます。こちらも都市計画審議会同様、この協議会からの意見として企画課所管の地域公共交通活性化協議会に伝達することはできると考えております。

●D 委員：解体費用を準備出来ない空家所有者の方の補助金等のニーズはありますでしょうか。資料では補助金等の方向性が記載されていなかったもので、その部分について、事務局としてどのようにお考えでしょうか。家の中の整理が進むと、これまで鈍化していた話が動くこともあるので、住宅の売る・買うだけでなく、家の中の整理に関する補助等についても視点を広げて考えていただければと思います。

事務局：

お金が無い方の解体費用に関する問い合わせは受けておりませんが、空家の中の物を片付けられないことや、空家の今後の方針を決められない方が多いという認識であります。住宅の現状とこれからの需要を考えると、建物がある状態での住宅需要が増えてくると考えます。そのため、所有者に空家の今後の方針を聞く等コンタクトをとる必要があると考えます。次年度以降はそこに力を入れて取り組みたいと考えております。

- (3) 空家等の適切な管理に関する条例の改正について  
国土交通省作成資料等を基に事務局から概要等説明

[意見及び回答]

●A,D 委員： 今回の条例改正で、これまで唱っていた準特定空家が管理不全空家等に定められたことにより、文言が削除されたということによろしいでしょうか。また、管理不全空家等の定義や文言は条例に含めなくても良いのでしょうか。改正案に沿って条例改正したとしても、従前の活動に支障なく活動できるという認識でよろしいでしょうか。

事務局：

準特定空家に代わる管理不全空家等が法で定められる形になりますので、条例で定める役割を終えるような形になります。また、文言につきましては、法に記載されていますので、現在も変わらないような運用となっております。

文言上、管理不全空家等が条例で出てくれば語句の定めも出てくるかと思いますが、出てこないため、法に委ねているという形になります。準特定空家に限ったものが削除される形となります。

## 5 その他

事務局より次年度の空家等対策推進協議会及び空家等対策審議会の開催意向について説明

## 6 閉会

令和5年度第1回北広島市空家等対策推進協議会 会議録

---

議事録署名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_